

### 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

金沢の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

歴史的風致形成建造物の指定においては、その意匠性、技術性が優れたもの、歴史性、地域性、希少性、芸術性などの観点から価値の高いもの又は外観が景観上の特徴を有するもので、概ね50年以上経過したものを基準とする。いずれも金沢の歴史的風致の形成に寄与していることを要件とし、有識者による審議組織等で審議され、文化財保護法等の法律または関連する条例等に拠り価値付けをされたものを原則とする。

また、重点区域において歴史的建造物の継続的な調査を実施し、条件に合致するものにあつては、随時追加指定をすることとする。

以下に歴史的風致形成建造物に想定されるものを示す。

- 1) 金沢城跡（国指定史跡）と兼六園（国指定特別名勝）周辺などで開催される茶会などに使用される茶室や近代和風建築
- 2) 「東山ひがし」、「主計町」（いずれも重要伝統的建造物群保存地区）とともに茶屋文化を伝える「にし」に残る茶屋建築
- 3) 「主計町」に隣接する「旧新町」に代表される、人々の生業とともに残る町家建築
- 4) 旧武士居住地に残る門や土塀、庭園を備えた武士住宅や茶室を設えるなど伝統文化を感じさせる近代和風建築
- 5) 藩政期に形成された卯辰山山麓、小立野、寺町の各寺院群を構成し、現在も人々の信仰を集める民俗行事や広く親しまれている祭りの舞台となっている寺社建築物
- 6) 「尾張町」などで現在も活用されているさまざまな近代洋風建築

これら様々な建築物のほか、これらに附属する門及び土塀等の工作物並びに一体として位置する庭園や、歴史的な価値の認められる惣構や用水、橋梁等の土木工作物、旧城下町区域に残存し、石垣景観として歴史的風致の重要な構成要素となっている石垣を想定する。

歴史的風致形成建造物の指定基準

①	石川県文化財保護条例（昭和32年条例第41号）第4条第1項に基づく県指定有形文化財（建造物）並びに同条例第31条第1項に基づく県指定史跡、県指定名勝及び県指定天然記念物
②	金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）第5条第1項に基づく市指定文化財のうち同条第2項第1号に規定する有形文化財（建造物）並びに同項第4号アに規定する史跡、イに規定する名勝及びウに規定する天然記念物
③	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物及び重要文化的景観による選定及び届出等に関する規則（平成17年文部科学省令第10号）第1条第2項第6号に基づく文化的景観における重要な構成要素
④	景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物及び同法第8条第2項第5号ロの景観重要公共施設
⑤	金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号）第3条第2項第2号に基づく伝統的建造物（ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く）
⑥	以下の金沢市条例に基づく建造物 (1) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第35条第1項に基づく保存対象物等（建造物、工作物） (2) 金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）第12条第1項に基づくこまちなみ保存建造物 (3) 金沢市用水保全条例（平成8年条例第7号）第5条第1項に基づく保全用水
⑦	その他、金沢の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物 ※ただし、指定にあたっては、①概ね50年以上経過したもの、②所有者又は管理者等により、適切な維持管理が見込まれるもの、③所有者の同意が得られるものの条件を満たすことを前提とする。

なお、歴史的風致形成建造物として指定が想定される具体的な建造物は、資料編に示す別表のとおりであり、順次指定を図る。